

求職者支援訓練を実施するための条件は？

実績についての条件

○職業訓練の開始予定日から遡って3年間において、申請する職業訓練と同程度(7割以上)の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行った実績が必要です。

○介護職員養成研修又は技能講習の内容を含む職業訓練を実施した実績がある場合、期間や時間が7割未満の場合であっても特例が適用される場合があります。

○複数の職業訓練を一連のものとして一体的に提供したと認められる場合、複数の訓練を合算した期間及び時間を実績として認めることもできます。(下記例参照)



(例)

1ヶ月				2ヶ月				3ヶ月				4ヶ月				5ヶ月			
1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週
a-①		a-②		a-③		b-①		b-②		b-③		c-①		c-②		c-③		c-④	
20H		20H		20H		20H		20H		20H		20H		20H		20H		30H	

「a,b,c」はそれぞれ同じ分野の、異なる内容の訓練です。

例の場合「a-①～c-④」までの訓練を、同一の訓練者に対して一体的に提供していたならば、合計して10週(2か月半相当)、210時間の実績があるものとして見なすことができます。

見かけの上では5か月ですが、あくまで訓練を実施した時間数の合計であることにご注意ください。

設備についての主な条件

○教室の面積は、受講者1人当たり1.65㎡以上の広さがあること。

(例)15名定員の訓練を予定している場合、少なくとも24.75㎡以上の面積の教室が必要になります。畳15枚分程度の広さです。

○教室は全面禁煙であること。休憩室又は昼食場所を確保する場合は、禁煙又は分煙対策が施された場所であること。

○教室は、教育訓練に必要な受講者用の机・イス及び教育訓練用表示機材(ホワイトボード、モニター等)、備品(パソコン等)が必要数整備されていること。

○事務室は、教室及び実習室とは別の部屋として完全に分離され、同一又は近隣の建物内に整備されていること(衝立等の仕切りは不可)。

○受講者が快適に教育訓練を受講できる照明、空調・換気、トイレ(男女別であること)、洗面所等施設・設備が整備されていること。



スタッフについての主な条件

○講師は、教科の科目に応じて職業訓練を指導できる能力及び経験があり、担当する科目の内容について指導等の業務の十分な経験を有するものであること。

○施設ごとに、職業訓練の適正な実施の管理に係る専任の責任者(施設責任者)を配置すること。

○苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行できる業務運営体制を整備すること。なお、苦情は講師以外の者が受け付けること。(苦情を受け付ける者)

○受講者の手続に関する問合せ等に常時対応できる事務担当者を配置すること。

○就職の支援に関する措置に係る責任者(就職支援責任者)を配置すること。なお、キャリアコンサルタント又はジョブカード作成アドバイザーでなければならず、訓練実施日数のうち50%は全日当該施設で業務を遂行しなければならない。

